

三重県公報

号

外

昭和二十八年八月二十四日

月 曜 日

主要目次

通知照会

- 一 選挙に関する行政実例について
- 一 公私立選挙法の一部を改正する法律等の施行について

通知照会

◎選管第五四三号

昭和二十八年八月二十四日

三重県選挙管理委員会委員長

県選挙管理委員会各支所長殿

各市町村選挙管理委員会委員長殿

選挙に関する行政実例について

選挙に関する行政実例を次のように通知しますから参考にしてください。

記

○選挙管理委員会の運営に関する疑義について

（昭二八、七、一三自丙選発第一五二号長）
（岐阜県選管委員長宛自治庁選管部長回答）

問 委員A B C Dの四人をもつて構成する管内某市選挙管理委員会において、選挙争訟事件につき被告県選挙管理委員会に補助参助するかどうかを審議決定するにあたり、左記の場合委員Aは地方自治法第百八十九条第二項本文の規定（一身上に関する事件）に該当すると解してよいか。

(1) A E Fの三名が原告である市長選挙無効事件

(2) Gが原告でAが補助参加している市長並びに市議会議員選挙無効訴訟事件（1）と同じ選挙で市長、市議は同時選挙）

備考 Aは事件提起後委員に就任した。

答 地方自治第百八十九条第二項本文の規定に該当しないものと解する。

○選挙の一部無効による再選挙に関する疑義について

(昭二八、七、一三自丙選第一五〇号場)
(玉泉選管委員長宛自治庁選挙部長回答)

問 昭和二十六年四月二十三日執行の市議会議員一般選挙につき提起されていた選挙の効力に関する訴訟に対し、第二開票区における部分を無効とする旨の判決があつた。これに伴い執行する一部無効による再選挙に關し、

一 昭和二十六年四月二十三日執行の選挙の際他の開票区の区域内において投票した者が、その後住所を移転し第二開票区の区域内に属する選挙人名簿に登録されたのであるが、その者が再選挙の際投票すれば公取選挙法第三十六条に規定する一人一票の原則に反することとなるのでこの者は投票することができないと思うがどうか。

二 市選挙管理委員会において、供託金を誤つて返還した場合改めて供託しなければならぬと思うがどうか、又若し供託しない者がある場合、その者は当選人となる資格を缺くことになるか。

三 他市町村に転出した候補者については、選挙会において被選挙権のなき者として取扱えばよいと思うがどうか。

四 日本国有鉄道の職員が再選挙の結果当選人となつた場

合、市議会議員と兼ねることができると思うがどうか。

五 現在第二開票区の区域内に住所を有するが同市の他の区域の選挙人名簿に登録されている者は、投票できないように考えられるがどうか。(従前の住所で既に投票している者を除いて)

答一 投票することが出来る。

二 当選人となる資格を缺くことになる。

三 お見込のとおり。

四 兼ねることができない。

五 お見込のとおり。

○団体等の行う選挙候補者の合同演説会開催に関する疑義について

(昭二八、六、二四自丙選第一四一号官)
(城島選管委員長宛自治庁選挙部長回答)

問一 公取選挙法第六十条の二により、市町村に於いて行う選挙に於ける任意制公営立会演説会は、市町村長の選挙についてのみ条例を定めて行うことができるが、市町村議会議員、教育委員会の委員の選挙に於いて、新聞社が、その区域内から立候補した全部の参加を求め、一定の条件の下

に、公営に合同演説会を開く場合は「婦人団体等の民主団体が主催する立会演説会について」昭和二十六年四月十一日広島県選管委員長宛全選事務局局長回答により、その開催は差し支えなきものと考えられるが如何。

二 公取選挙法第六十条の二の規定は、市町村の行為に対する制限の規定であつて、これ以外の者の行為に対して拘束力をもつものでないと思ふが如何。

(気仙沼市選管直接質疑)

答一 お見込のとおり。

二 一によつて承知されたい。

○当選人の当選資格について

(昭二八、六、二六自丙選第一四二号兵)
(庫島選管委員長宛自治庁選挙部長回答)

問 左記事件につき目下当選無効の訴願が提起されその裁決に必要があるので御回答願います。

記

○事件の内容

一 選挙 昭和二十八年四月二十二日執行の村長選挙
二 候補者 当初ABCの三名が立候補、四月十八日Aが立

候補を辞退し、補充立候補締切日である四月十九日Dが立候補し、開票の結果Dが最高点で同人を当選人と決定した。

三 争点 所がDは村長職務代理役であつた為地方自治法第一六五条第一項の退取申出書を四月十九日に提出し、公取選挙法第九〇条により四月十九日に補充立候補しているが、実際は右退取申出書は四月十五日に提出されたものであり従つて公取選挙法第八九条、九〇条、六八条一項二号によつてその当選は無効であると主張している。

問一 昭和二八、五、一五最高裁第二小法廷言渡判決(秋田県)の趣旨によれば、四月十四日午後十一時頃役場に於て議会議書記に於て、議長宛の助役退取申出書を提出した場合は四月十九日補充立候補できると思ふがどうか

二 議長宛の助役退取申出書を四月十四日午後十一時頃議会議書記の自宅において同書記に提出し、書記は翌十五日朝役場から電話を以つて議長にこの旨報告した場合はどうか

三 四月十四日中に退取申出手続をせず、四月十五日に退取申出手続がなされた場合、補充立候補最終日たる四月十九日には公取選挙法第九〇条の規定による五日を経過しない

こととなるが、然し実質的には既に助役退取の意思表示がなされたものであり、且つ四月二十二日の選挙当日には完全に助役を退取している態勢（退取申出の日から七日目）であることからして、その者が当選しても当選の効力に影響がないものとする解釈は成立しないか。

若し成立するとすれば、公取選挙法第八九号、九〇条、六八条第一項第二号の各規定の關係は如何に解釈すべきか。

四 若し仮に助役退取申出書が四月十五日に提出されたものであるにも拘らず、議事書記（選挙事務職員と同一人）がこれを四月十四日に提出されたものの如く偽装して形式要件を整備し、選挙管理委員会書記として立候補届を受領したものであつた場合、選挙長本人はその実質を知らなくとも選挙の規定違反として公取選挙法第二〇九条により選挙無効の裁決がなし得るか。

五 右の場合、単に当該書記一人の単身別事件と考え、選挙長は形式要件の整つた立候補届に基いて処理したものとして、選挙の効力には影響せず、当該候補者の当選の効力のみにて裁決すべきであるか。

答 一 所問の場合議長に退取の申出を伝達しておればお見込の通りと存する。

二 退取の申出は十五日に行われたこととなり、従つて退取の効力は、同日から起算して五日目に相当する日即ち十九日に生ずるので補充立候補できる。

なお、昭和二十五年五月一日茨城県宛回答「五日に相当する日の意義について」（選挙実例判例集二九八頁参照）は、変更されたものと承知されたい。

三 二、より承知されたい。

四 本件の場合には選挙に関する規定違反は問題とならない。

五 お見込の通り。

◎選挙第五三一号

昭和二十八年八月二十四日

三重県選挙管理委員会委員長

各県選挙管理委員会支所長殿

各市町村選挙管理委員会委員長殿

公取選挙法の一部を改正する法律等の施行について（通知）

第十六回国会において衆議院公取選挙法改正に関する調査特別委員会の提出に係り、参議院において修正され、その結果、兩院協議会の議を経て成立をみるにいたつた公取選挙法の一部

を改正する法律が本月七日昭和二十八年法律第八十号をもつて公布され、八月七日から施行されたが、これに伴い、公取選挙法施行令の一部を改正する政令が昭和二十八年政令第六十九号をもつて、また、これに関連して、公取選挙法に規定する選挙の選挙運動に関する支出金額の算出の基準額等を定める政令の一部を改正する政令が昭和二十八年政令第七十号、公取選挙法施行規則の一部を改正する総理府令が昭和二十八年総理府令第四十号をもつてそれぞれ同日公布され、公取選挙法施行令の一部を改正する政令は原則として公布の日から、公取選挙法に規定する選挙の選挙運動に関する支出金額の算出の基準額等を定める政令の一部を改正する政令は公布の日から、公取選挙法施行規則の一部を改正する総理府令は昭和二十八年九月一日以後において、選挙の期日が公示され、または告示される選挙から施行されることとなつた。

このたびの法令の改正は、主として選挙の一部無効に因る再選挙の執行に関する従前の規定を整備する目的をもつてなされたものであるが、公取選挙法施行令改正の一部および公取選挙法施行規則の改正は、このたびの公取選挙法の改正とは關係はなく、最近の各種選挙執行の経験に鑑み、不在者投票に関する規定等を整備する目的をもつてなされたものである。

これらの改正法令の施行にあつては、次の事項に御留意の上各種選挙等の管理執行に遺漏のないよう御配慮願ひたい。

第一 投票に関する事項

一 不在者投票について

1 公取選挙法施行令（以下令という。）第五十三条の規定により不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付し又は発送する場合には、当該不在者投票用封筒の表面に当該選挙の種類及び期日を記入しなければならぬこととなつた。（令五三一）これは、二以上の選挙が同時に又は近接して行われる場合において、不在者投票の受理、不受理等について生ずる不都合を防止しようとするものである。

これに伴い不在者投票用封筒の様式が改められた。（施行規則第十一号様式）

2 令第五十条第四項の規定による請求書の様式をあらたに定め（令一四六、施行規則第九号様式の二）、また、不在者投票の事由に該当する旨の証明書の様式中の記載事項に、選挙人名簿調製期日における住所及び生年月日を追加した。（施行規則第十号様式）これはいずれも、事務処理の正確と迅速を期そうとするものである。

二 投票録の様式中「点字により投票をした者」の欄には、従来投票をした者の氏名を記載するものとされてきたが、投票をした者の人数を記載すれば足りることに改められた。(施行規則第二十四号様式)

第二 開票並びに選挙会及び選挙分会に関する事項

一 開票録及び選挙録の様式中法第六十八条の二に関する部分が次のように改められた(施行規則第二十六号様式、第二十七号様式その二)

- 1 「氏名を記載したもの」「氏を記載したもの」「名を記載したもの」の外に「その他」が加えられたこと。
- 2 計算の誤の発見を容易にするため、「按分の基礎となつた得票数」の欄が設けられたこと。
- 3 「切り捨てられたもの」と「按分できなかったもの」を明確に区分し、兩者を合せて「いづれの候補者にも属しないもの」とした。

第三 公取の候補者に関する事項

一 法第八十九条第一項第五号の規定によつて、在取中公取の候補者となることのできる者は、地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第一項に規定する地方公営企業に従事する職員で課長又はこれに相当

する取以上の本庁における取に在る者以外の者と改められた(令九〇四)その結果たとえば、町村の経営する上水道事業に従事するこれらの職員も、在取中立候補者となることとなつた。

第四 特別選挙に関する事項

一 参議院全国選出議員(在任期間を同じくするものを含む)又は地方公共団体の議会の議員の選挙について、法第二百二条、第二百三条又は第二百四条の規定による異議の申立、訴願又訴訟の結果当選人がなくなり又は当選人がその選挙における議員の定数に達しなくなつたときは、再選挙を行わなければならないものとされた(法一一〇二)従来は、選挙の一部無効の判決があると、すべての当選人が当選を失ふこととされていたので、選挙の一部が無効とされた場合は常に法第一百十條第一項各号に該当し、再選挙が行われた。しかし、今回の法第二百五條の規定の改正により、当該選挙管理委員会又は裁判所がその選挙の一部の無効を決定し、裁決し又は判決する場合において、当選に異動を生ずる虞のない者を区分することができるときは、その者に限り当選を失ふない旨をあわせて決定し、裁決し又は判決しなければならないものとされた結果若し、当選

第二号から第五号までの選挙運動の支出金額の制限額の算出の基礎を定めることになつた。

なお、次の点に注意されたい。

1 衆議院議員選挙に関する法第九十五条第一項第一号の選挙運動の支出金額の制限額は、法第二百一一条の四の規定が改正されなかつたので、従前のおりである。

2 法第九十五条第一項第二号から第五号まで及び改正政令第六條第一項各号の規定により算出した金額が、その再選挙を必要とするにいたつた選挙運動に関する支出金額の制限額の百分の六十をこえるときは、これを当該制限額の百分の六十とすることになつた。この場合において、その再選挙を必要とするにいたつた選挙に適用された選挙運動に関する支出金額の算出の基準となるべき金額及び支出金額の制限額にその後改訂があつたときは、再選挙の期日告示の日における現行のこれらの金額によつて算出した金額の百分の六十をこえるときはその金額の百分の六十とされるのである。

二 選挙運動に関する収入及び支出の報告書の様式(施行規則第三十一号様式)の備考に、施行規則第三十号様式の備考3の例による旨が加えられた。

を失ふない旨の決定、裁決又は判決を受けた者の数が多く当選を失う者の数が法第一百十條第一項各号に該当しなければ、再選挙を行うことはできなくなる。そこで、第一百十條の規定の改正は、第二百五條の規定の改正后においても、選挙が一部無効となつた場合は、当選人の不足数の如何を問はず、すなはち当選人の不足数が法第一百十條第一項各号に該当しなくても再選挙を行わなければならないものとされたのである。

第五 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附に関する事項

一 選挙の一部無効に因る再選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、法第九十五条第一項各号により算出されるのであるが、同条に基づく公取選挙法に規定する選挙の選挙運動に関する支出金額の算出の基準額等を定める政令第二条から第五条までに規定する選挙運動に関する支出金額の算出の基準となるべき金額は低額であり、再選挙の実情に沿わない憾があるので、その金額を改訂することとし、これに関する規定を整備した。これにより、同政令第二条から第五条までの規定は法第九十四条第一項第二号から第五号までの選挙運動に関する支出金額の制限額の算出の基礎を定め、同政令第六條は法第九十五条第一項

第六 争訟に關する事項

一 選挙の効力に關し異議の申立、訴願の提起又は訴訟の提起があり、当該選挙管理委員会又は裁判所がその選挙の一部の無効を決定し、裁決し又は判決する場合において、当選に異動を生ずる虞のない者を区分することができるときは、その者に限り当選を失わない旨をあわせて決定し、裁決し又は判決しなければならないものとされ(法二〇五三)、当選に異動を生ずる虞のない者の判定方法が規定された。(法二〇五三、四)。

1 選挙の一部無効の決定、裁決又は判決がなされると当該一部無効に係る区域の得票は無効となるが、一部無効に係る区域以外の区域の得票は依然有効である。従つて一部無効に係る区域で選挙が取敢なく行われたと仮定しても、一部無効に係る区域以外の区域における得票のみで、落選となる可能性のない者すなわち、当選に異動を生ずる虞のない者もあり得る。しかし、従来は、一部無効の決定、裁決又は判決が確定すると、すべての議員又は委員がその当選を失うこととされていたので、国会、地方公共団体の議会又は教育委員会の運営に支障を来す虞が少くなかつた。このような事情に鑑み、今回の改正

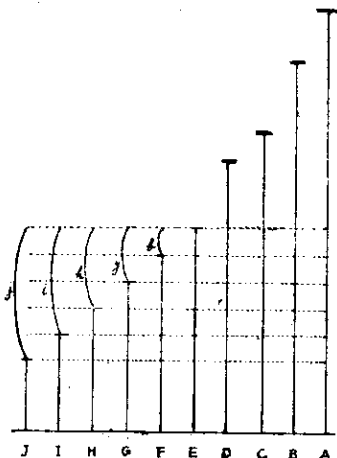
は、当選に異動を生ずる虞のない者については当選を失わしめないこととするにしたのである。

2 当選に異動を生ずる虞のない者の判定方法は、法第二百五条第三項及び第四項に規定された。

この判定方法の考え方の基礎は、次の通りである。
選挙の一部無効に係る区域以外の区域における各候補者を得票数の多いものから順次に並べ、当該選挙において選挙すべき議員又は委員の数に相当する順位にある者までを当選人、最下位の当選人の次の順位にある者を次点者と仮称すれば、最下位当選人が最も少い得票数の異動で落選する可能性が生ずるのは、次点者の得票数が最下位当選人の得票数と同数になる場合である。同様に最下位当選人の直近上位の当選人が最も少い得票数の異動で落選する可能性が生ずるのは、最下位当選人及び次点者の得票数が当該当選人の得票数と同数となる場合である。(この場合得票数が同じとなればくじで落選する可能性があること、及び欠点者のみの得票数が最下位当選人の直近上位の当選人の得票と同数になつても、落選する可能性のあるのは最下位当選人であることに注意を要する)。以下いずれの当選人についても、次点者及び当該当選人より得票数の少いすべての当選人の得票数が当該当選人の得票数と同じ得票数になる場合が、最も少い得票数の異動で落選の可能性が生ずる場合であるといえ

得票数 (選挙の一部無効に係る区域)
(以外の区域の得票数)

候補者



最下位当選人
次点

得票数 (選挙の一部無効に係る区域)
(以外の区域の得票数)

候補者



法第二百五条第四項に規定する選挙の当日投票できる者

であつた者の数を五百人とする。

Eの当選に異動を生ずる虞があるかについては、

$$[(E-F)+(E-G)+(E-H)+(E-I)+(E-J)+(E-K)+(E-L)]-500$$

$$=[(310-290)+(310-280)+(310-260)+(310-250)$$

$$+(310-230)+(310-210)+(310-200)]-500$$

$$=(20+30+50+60+80+100+110)-500=450-500=$$

$$-50$$

となり、当選に異動を生ずる虞がある。

Dについてみると、

$$[(D-E)+(D-F)+(D-G)+(D-H)+(D-I)+(D-J)+(D-K)+(D-L)]-500$$

$$=[(380-310)+(380-290)+(380-280)+(380-260)$$

$$+(380-250)+(380-230)$$

$$+(380-210)+(380-200)]-500$$

$$=(70+90+100+120+130+150+170+180)-500$$

$$=1,010-500=510$$

となり、Dの当選に異動を生ずる虞はない。

従つてこの例の場合には、Dより上位の当選人即ち、A、

B、C、Dは当選に異動を生ずる虞のない者である。

3 本改正の適用について注意すべき点は、次のとおりである。

(1) 選挙の一部無効の場合にのみ適用されるものであること。

(2) 得票数はすべて選挙の一部無効に係る区域以外の区域における得票数により計算しなければならないこと。

(3) 法第二百五条第三項の「選挙の一部無効に係る区域における選挙人」とは、同条第四項に解釈規定があり

再選挙を必要とするにいたつた選挙の期日と決定、裁

決又は判決のなされる日の間に他の選挙が当該選挙の

一部無効に係る区域で行われたときは、当該決定、裁

決又は判決のなされる日に最も近い時期に行われた選

挙における当日有権者であり、他の選挙が行われなかつたときは再選挙を必要とするに至つた選挙の当日有

権者であること。

二 当選の効力に関する異議の申立、訴願の提起又は訴訟の提起があつた場合において、その選挙が法第二百五条第一

項の場合に該当し、選挙の一部の無効を決定し、裁決し又は判決する場合には、法第二百五条第二項から第四項まで

の規定が準用されることとされた。(法二〇九二)。

三 すべての選挙訴訟は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の所在地を管轄する高等裁判所(参議院全国選出議員の選挙については東京高等裁判所)の専属管轄とされた(法二二七)。

第七 法第二百七十一条の二に関する事項

選挙の一部無効に因る再選挙に関しては、法は、法第七十二条、第八十条第三項、第六十七條第一項、第七十二條の二、第九十五条等の外、特別の規定を設けていないので、選挙運動の期間、選挙運動の制限及び選挙の公営は、当該再選挙を必要とするにいたつた選挙と殆んど同様であつて、選挙の一部無効に因る再選挙の実体に即さないと思われ、選挙の点が少くなかつたところで、今回の改正により、法第二百七十一条の二の規定が設けられ、選挙の一部無効に因る再選挙については、法に特別の規定がなされているもの以外の事項について、当該再選挙の行われる区域の広狭、選挙運動の期間の長短、選挙の種類等の事情に応じて政令で特例を設けることができることになつた。この委任規定に基き、公取選挙法施行令を改正して特に一章を設け、選挙の期日を告示すべき期限を短縮することによつて選挙運動の期間を短縮し、選

挙運動の制限及び選挙の公営について、実情に即するよう特例が定められた。(令第十三章の二) 従つて政令で特別の規定が設けられていない事項については、法の規定がそのまま適用されることになる。

一 選挙期日の告示に関する事項

選挙の一部無効に因る再選挙の期日は、

1 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては少くとも十日前に

2 都道府県の議会の議員並びに地方自治法第一百五十五条第二項の市の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙にあつては、少くとも七日前に

3 地方自治法第一百五十五条第二項の市以外の市の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙にあつては、少くとも五

4 日前にそれぞれ告示することとされた。(令一三二の二) この期限は、通常の場合において、選挙の一部無効に

因る再選挙の行われる区域即ち市町村又はその一部の区域を考慮に入れて定められているが、再選挙の行われる

区域が数郡にわたるような特別の場合においては、当該

選挙管理委員会が当該再選挙を必要とするに至つた選挙

についての法第三十四条第六項に定める期限を勘案して、この期限より早く選挙の期日を告示することができなければならない。

5 選挙の一部無効に因る再選挙においては、原則として当該再選挙を必要とするに至つた選挙の候補者が当然に候補者となり、あらたな立候補の届出は受理されないから、法第二百二十九条の規定の適用については、当該再選挙の期日の告示の日からすべての候補者が選挙運動をすることができると解すべきである。従つて、選挙の期日の告示の期限の短縮に伴い、選挙運動の期間は、原則としてすべて当該再選挙を必要とするに至つた選挙における選挙運動の期間より短縮されることとなつた。

二 選挙運動に関する事項

(一) 参議院全国選出議員の選挙の一部無効に因る再選挙に関する法第十三章の規定の特例

1 法第三百三十一条第二項の選挙事務所の数、法第四百十一条第一項第二号の自動車、拡声機及び船舶の数、法第四百十二条第一項第二号の通常乗書の数、法第四百四十四条第一項第二号のポスターの数、法第六百六十四条の五第三項の証明書及び標旗の数について、再選挙

の行われる区域が一の都道府県の区域である場合一の地方自治法第五十五条第二項の市(以下「五大市」という。)の区域である場合一の郡の区域、五大市以外の市(五大市にあつては区)若しくはその一部の区域である場合及び一の町村若しくはその一部の区域である場合の区分に応じてそれぞれの数を減ずることとされた。(令一三二の三一) ここで注意すべきは、例を自動車にとるならば、自動車一台とされたのは、法第四百四十一条第一項に主として選挙運動のために使用される自動車の台数三台とあるのを一台に減じたに過ぎないのであつて、この一台の自動車についても同条第二項の証明書を交付し、同条第三項の表示をしなければならぬこととなることである。同様のことは、通常乗書についての法第四百四十二条第二項及び第三項、並びに法第四百六条との関係。ポスターについての法第四百四十三条、法第四百四十四条第二項、法第四百四十五条、法第四百四十六条及び法第四百四十七条との関係等についてもいふのである。なお、再選挙が一の町村又はその一部の区域で行われる場合においては、法第四百四十一条第一項第二号の自動車及び船舶は、使用す

ることができず、法第四百四十二条第一項第二号の通常乗書は、頒布することができないこととされた。(令一三二の三一)

2 法第四百七十四条第一項の氏名等の掲示の開始の日、選挙運動の期間の短縮に伴い、選挙の期日前六日とされた。(令一三二の三一)

3 再選挙が一の都道府県又は五大市の区域を区域として行われる場合の外は、候補者は、法第四百九条第一項の新聞広告及び法第五百十條第一項の政見放送をすることができず、法第五百十一條の経歴放送は行わないこととされた。なお、都道府県及び五大市の区域を区域として行われる再選挙において候補者のすることのできる新聞広告は、一回に限りすることができるとされた。(令一三二の二二三)

4 法第七十六條第一項の乗車券は、再選挙が一の都道府県又は五大市の区域を区域として行われる場合にのみ当該都道府県を単位として通用する特殊乗車券十五枚を交付し、その他の場合は交付しないこととされた。(令一三二の三五)

(二) 参議院議員、参議院地方選出議員、都道府県知事及び

都道府県の教育委員会の委員の選挙の一部無効に因る再選挙に関する法第十三章及び法第十四章の二の規定の特例(令一三二の四)

1 法第三百三十一条第一項の選挙事務所の数、同条但書の規定の適用のある区域についてもすべて一箇所とされ、再選挙が一の町村又はその一部の区域において行われる場合においては、法第四百四十一条第一項第一号の自動車及び船舶は使用することができず、法第四百四十二条第一項第一号から第四号までの通常乗書は、頒布することができないこととされた。(令一三二の四一)

2 参議院地方選出議員の再選挙が一の五大市の区域において行われる場合の外候補者は、法第四百九条第一項の新聞広告及び法第五百十條第一項の政見放送は行うことができず法第五百十一條第一項の経歴放送は行わず、法第七十六條第一項の特殊乗車券は交付しないこととされた。(令一三二の四二)

3 参議院地方選出議員の再選挙が一の五大市の区域において行われる場合の外法第六百六十四条の二及び法第六百六十四条の三の規定は適用しないこととされた結果、個人演説会の回数の制限は行わず、従つて、演説

会場を表示するための立札の公費及び演説会告知のため、ポスターの交付は行われなかつた。衆議院議員の選挙の一部無効に因る再選挙については、更に法第二百一十一条の三の規定を適用しないこととされた結果、同条の制限は解除されて、法第四百四十四条第一項第一号のポスターが区域の区分に応じて、使用できることとなつた。(令一三二の四三)

4 立会演説会の開催については政令に特別の定が設けられなかつたので、法第五百三十三条の規定によつて、市において再選挙が行われるときは、当該市は立会演説会を開催しなければならず、再選挙が町村の区域で行われる場合においても都道府県の選挙管理委員会が指定をすれば立会演説会を開催しなければならないこととなり、また氏名等の掲示の期間は短縮されたが、その箇所数については、政令に特別の定が設けられなかつたので、法第七百七十三条第二項の規定の適用によつて一投票区につき、三乃至五箇所しなければならなかつた。

(四) 都道府県の議会の議員の選挙の一部無効に因る再選挙に關する法第十三章の規定の特例。

- 1 選挙運動の期間の短縮に伴つて、法第七百七十四条第一項の氏名等の掲示の開始の日は、選挙の期日前三日とされた。(令一三二の五一)
- 2 法第四百四十一条第一項第一号の拡声機の数、法第四百四十二条第一項第五号の通常葉書の数、法第四百四十四条第一項第三号のポスターの数の数について、再選挙が行われる区域の区分に応じて制限された外、自動車及び船舶の使用及び新聞広告についても特別の定がなされた。(令一三二の五一、二、三)
- 3 法第十五条第二項の規定により二以上の郡市の区域を合せて一の選挙区を設けた場合において、再選挙が当該選挙区内の一の郡又は市の区域で行われるときは、その区域を市の一部の区域とみなして、一の市の一部の区域に關する規定が適用されることとなつた。(令一三二の五四)
- (四) 五大市の選挙の一部無効に因る再選挙に關する法第十三章の規定の特例
- 1 選挙運動の期間の短縮に伴い、法第七百七十四条第一項の氏名等の掲示の開始の日は、選挙の期日前三日とされた。(令一三二の六一)

2 法第四百四十九条の新聞広告は、これを行うことができないこととされた。(令一三二の六二)

3 法第四百四十一条第一項第一号の自動車及び船舶の使用については特別の定はなされなかつたが、拡声機は常に一機とされた外、法第四百四十二条第一項第六号の通常葉書及び法第四百四十四条第一項第三号のポスターの数は区域の分に應じて、減少された。

(四) 五大市以外の市の選挙の一部無効に因る再選挙に關する法第十三章の規定の特例

1 選挙運動の期間の短縮に伴い、法第七百七十四条第一項の氏名等の掲示の開始の日は、選挙の期日前二日とされた。(令一三二の七一)

2 法第四百四十二条第一項第七号の通常葉書及び法第四百四十四条第一項第三号のポスターの数が制限された外、法第四百四十九条の新聞広告をすることはできないこととされた。(令一三二の七一、二)

(四) 町村の選挙の一部無効に因る再選挙の特例

1 法第七百七十四条第一項の氏名等の掲示の開始の日は選挙の期日前二日とされた。(令一三二の八一)

2 法第四百四十九条の新聞広告を行うことができ

ないこととされた。(令一三二の八二)

(四) 選挙の一部無効に因る再選挙が二以上の区域にわたつて行われる場合の特例

1 令第三百三十二条の三から第三百三十二条の六までの規定においては、選挙の一部無効に因る再選挙が一の都道府県の区域、一の五大市の区域、一の郡の区域、一の五大都市以外の市若しくはその一部の区域又は一の町村若しくはその一部の区域を区域として行われる場合について、法第十三章等の規定の特例を規定しているものであるが、再選挙がこれらの区域の二以上を区域として行われる場合については、令第三百三十二条の九の定めるところによることとされた。

2 令第三百三十二条の九第一項の表は、(イ)の場合を例にとれば、再選挙が行われる区域が1に掲げた区域の二以上の区域を区域として行われる場合においてその中に一の都道府県の全区域が含まれている場合には、当該選挙の特例に關する規定中一の都道府県の区域を区域として行われる場合の規定が適用されるということである。たとえば、参議院全国選出議員の選挙が一の都道府県の区域数郡の区域及び市の一部の区域で無

効になつたとすれば、令第三百三十二条の三の規定中の都道府県の区域に関する規定が適用されることになる。(以下同様の趣旨である。)

3 参議院全国選出議員の選挙が甲県甲郡、乙県乙市及び丙県丙町でそれぞれ無効となり再選挙が行われる場合には、令第三百三十二条の九第一項の規定によれば、一の郡の区域に関する規定が適用されることになり、たとえば、選挙事務所は一箇所しか設置することができないが、このような場合には、三つの地域間の距離や交通事情も考え、二箇所或は三箇所設置できることにしなければ、実情に即さないことになる場合もある。そこで、このように再選挙を行うべき区域が広範に散在した二以上の区域において行われるような特別の事情があつて、画一的に同項の規定により難いと認められるときは、当該再選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の再選挙については、中央選挙管理会)は当該再選挙を必要とするに至つた選挙に関する法第十三章の規定の範囲内で、令第三百三十二条の三から第三百三十二条の六までに規定する事項について、特別の定をすることができることと

された。この場合において、参議院地方選出議員及び衆議院議員の再選挙につき特別の定をしようとするときは、当該都道府県の選挙管理委員会は、あらかじめ自治庁長官に協議しなければならぬ。(令一三二の九2)この協議は、次に述べる告示との関係もあり、そのような事態が生じた場合においては、再選挙の事由発生後なるべく早い機会に行われたい。

4 3によつて特別の定をした場合においては、当該選挙管理委員会(参議院全国選出議員の再選挙については、中央選挙管理会)は再選挙の期日の告示前に、その特別の定を告示しておかなければならないこととされた。(令一三二の九3)

この告示は、選挙の期日の告示前、なるべく早く行うべきである。

(四) 選挙の一部無効に因る再選挙を行うべき区域に異動が生じた場合においては、異動前の区域について本章の規定が適用される。(令一三二の十一)

第八 その他の事項

1 選挙の一部が無効となつた場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議

員)の選挙については、中央選挙管理会)は、当該争訟に関する決定若しくは裁決の確定した後又は法第二百二十条第一項後段の規定による通知を受けた後、直ちに、その旨を当該選挙長に通知しなければならないものとされた。これによつて、選挙長は法第二百五条第二項から第四項まで及び第二百九条第二項の規定の適用の結果何人が一部無効に因る再選挙における候補者となるかを知り得るし、令第九十二条の規定に準ずる候補者に関する通知もなしうることとなり、国、都道府県及び五大市の選挙の一部無効に因る再選挙の場合にあつては、市町村又は区の選挙管理委員会はこの通知に基づく選挙長からの通知によつて、法第七十四条第三項の氏名等の掲示の掲載の順序の決定のためのくじを行うこととなることに留意を要する。(令一三二の十)なお、この規定は改正施行令施行の際既に選挙の一部無効に係る決定、裁決又は判決が確定しているものについては、適用がないから注意を要する。(附則3)

3 令第十三章の二の規定の新設に伴い、令第四百四十二条及び第四百四十三条の規定について所要の整理が行われた。(令一四二、一四三)

昭和二十八年八月二十四日印刷発行

津市栄町一丁目

三

重

県

庁

三重県公報 (第三種郵便物認可)

津市広明町三二五番地

印刷所

三重県庁代表

電話津二、〇〇〇番

三重県印刷所

振替口座番号名古屋二二五八番